

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定によつて、公の施設の指定管理者及び県出資法人における料金徴収業務に係る監査を実施したので、同条第九項の規定によつて、別冊のとおり公表する。

平成二十五年三月二十八日

同	同	同	広島県監査委員
同	同	同	犬童英徳
同	同	同	門田峻徳
同	同	同	高橋義峻
同	同	同	佐藤均